

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和2年7月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

1. 改正の趣旨

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生している状況にあり、これらを適正かつ迅速に処理する必要があること、また、PCBを含有する安定器が一般廃棄物として排出されるものを中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用し適正に処理する必要があることから、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例の創設（規則第12条の7の16）

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第15条の2の5第1項に基づき事前に届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（規則第12条の7の16第1項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとする。

なお、法第15条の2の5第2項の規定により、非常災害時は、その処理を開始した後、遅滞なく届け出れば足りる。

(2) PCB廃棄物の一般廃棄物処理施設設置に係る特例対象への追加（規則第12条の7の16）

法第15条の2の5第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象に、PCB廃棄物及びその処理施設を追加する。

3. 公布・施行

令和2年7月16日公布、同日施行予定